

平成 28 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 29 年 3 月 29 日

北見市監査委員

平成28年度定期監査（第2次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成28年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

企画財政部	I T推進課
総務部	資産経営課
保健福祉部	介護福祉課、地域包括主幹
子ども未来部	端野・常呂・留辺蘂青少年課、 子ども総合支援センター（含 現地監査）
農林水産部	農林整備課
商工観光部	観光振興課
都市建設部	総務課、住宅債権主幹
学校教育部	学校教育課、指導室、 （現地監査 緑小学校、東相内中学校）
上下水道局	浄水場、浄化センター

2 監査の期間

平成28年12月19日（月）から平成29年3月24日（金）まで
現地監査については平成29年2月15日（水）

3 監査の主眼及び方法

平成28年4月から平成28年9月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施し

た。

なお、商工観光部の監査にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、監査対象期間に商工観光部長であった浦昌哉監査委員を除斥とした。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 予算執行関係について

収入支出伝票関係について、伝票の記載事項漏れ、支出負担行為書の起票日の誤り等、従前から定期監査等において指摘したものと同種の誤りがみられた。引き続き決裁段階での点検確認作業を十分行い、適正な事務処理に努められたい。

(2) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について

時間外勤務等命令票についても、従前から指摘している勤務時間の集計誤り、週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの等がみられた。

時間外手当の支給に直接影響するもの、職員の健康管理に関わる事項であることから、所属長の責任において、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

(3) 契約事務について

契約課で行われるべき事務処理が原課において行われている等の誤りがみられた。これらについては、契約内容に影響を及ぼすものではないが、些細な手

続きの誤りにより、思わぬ事態に至ることもあるため、適正な事務の取り扱いを心がけられたい。

5 意見

今回の定期監査においても、前記のとおり過去の監査等において指摘したものと同種の誤りが見られたものの、全体としては減少傾向にあることが伺われる。

これは指摘を受けた事務の改善過程や職員研修などを通じ、職員が財務会計システムの操作等に習熟してきたことも要因の一つと考えられる。システム操作にとどまらない事務の深い理解が事務の形骸化を防ぎ、問題点を未然に発見、修正することにつながることから、事務の理解を深めることを目的とした取り組みを更に進められたい。

監査の結果に基づき講じた措置（平成 29 年 12 月 4 日公表）

次のとおり市長等から、平成 28 年度定期監査（第 2 次）結果に基づく措置の通知がありました。

平成 28 年度定期監査(第 2 次)結果の内容	市長等が講じた措置
<p>(1) 予算執行関係について</p> <p>収入支出伝票関係について、伝票の記載事項漏れ、支出負担行為書の起票日の誤り等、従前から定期監査等において指摘したものと同種の誤りがみられた。引き続き決裁段階での点検確認作業を十分行い、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について</p> <p>時間外勤務等命令票についても、従前から指摘している勤務時間の集計誤り、週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの等がみられた。</p> <p>時間外手当の支給に直接影響するもの、職員の健康管理に関わる事項であることから、所属長の責任において、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。</p> <p>(3) 契約事務について</p> <p>契約課で行われるべき事務処理が原課において行われている等の誤りがみられた。これらについては、契約内容に影響を及ぼすものではないが、些細な手続きの誤りにより、思わぬ事態に至ることもあるため、適正な事務の取り扱いを心がけられたい。</p>	<p>【市長】</p> <p>平成 29 年 4 月 3 日開催の定例部長会議において、平成 28 年度第 2 次定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知しました。</p> <p>また、同年 5 月 25 日に関係課と連携のうえ経理事務担当者説明会を開催し、事務の徹底を図りました。</p> <p>【市長】</p> <p>平成 29 年度より時間外勤務命令及び週休日の振替等について、運用の適正化、勤務時間の集計の効率化及び誤集計の防止を目的として運用を改め、電子的な方法により集計及び報告を行うこととし、時間外勤務命令等について職員課において審査を行うこととしました。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>指摘のありました時間外勤務を命令する場合の休憩時間設定や、記載の誤りについては訂正いたしました。職員の健康管理に係る事項であることから、今後は「北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等規程を再確認し、適正な事務処理を徹底してまいります。</p> <p>【市長】</p> <p>契約事務の取扱いについては、法令及び北見市財務規則等に基づく適切な処理が求められることから、これまでも経理事務担当者説明会等を通じて周知を行っております。</p> <p>今後、より適正な事務処理に向けて事務の徹底を行ってまいります。</p>